

## ■CLUB けいはんな会員規約 V1.5

### 【目的】

『CLUB けいはんな』は、科学技術や産業創出に対して高い意識を有する「けいはんな学研都市および近隣に居住する方」や「けいはんな学研都市を応援戴ける方」から社会に対する将来的要望や将来的ニーズに関した生の声を集めるための自主登録制コミュニティとして、そのクリエイティビティを新規事業、新産業創出に繋げることを目的とする。

### 第1条（用語の定義）

- 1 「会員」とは、RDMM 支援センター（以下、「当センター」という。）が定める手続きに従って会員登録の申し込み手続きを行い、これに対して当センターが会員から応募のあったハンドルネームの承認および会員登録完了を電子メールにて通知を行った者としします。
- 2 「本コミュニティ」とは、自主登録制コミュニティ「CLUB けいはんな」をさします。
- 3 「当ウェブサイト」とは、CLUB けいはんなのウェブサイトをさします。
- 4 「インターネットアンケート」とは、会員が所定のウェブページにアクセスのうえ、ネット上で回答を行う「ウェブ調査」をさします。
- 5 「参画型調査」とは、①当センターが電子メールで案内した方に社会実証実験のモニターとなって頂き、実用化に向けたご意見を頂く「実証実験」、②当センターが電子メールで案内した数名のメンバーで構成し、問題発見や解決アイデアを討議しながら創出する「ワークショップ」、③当センターが会員に対し、電子メールで案内した数名のメンバーで構成し、議論しながら企業が作成した試作品の評価を行う「プロトタイプ評価」をさします。
- 6 「各調査」とは、インターネットアンケート、参画型調査の総称とします。

### 第2条（総則）

- 1 本規約は、当センターと会員の間における契約関係を定めるものです。
- 2 本規約は、当センターが行う調査全てに適用されます。なお、当センターは、会員に対して調査の対象となる機会を保証し、また調査の対象となる権利を与えるものではありません。
- 3 当センターは、本規約のほか、個々の調査に適用される規約（以下、「個別規約」といいます。）を定めることができます。また、会員は、本規約及び個別規約のほか、当センターが別途定めて会員に通知し、または、当ウェブサイトに掲示した条件、規則等（以下、「本規則等」といいます。）を遵守するものとします。
- 4 当センターは、会員の事前の承認を得ることなく、本規約、個別規約、及び本規則等を変更することができるものとします。改訂後の本規約は、当ウェブサイトに掲示したときに、改訂後の個別規約及び本規則は、会員に対して通知しまたは当ウェブサイトに掲示したときのいずれか早い時期をもってその効力を生じるものとします。会員は、改訂の効力が生じたあとも本コミュニティの利用を続けることにより、当該改訂を承諾したものとみなされることを、予め同意します。

- 5 個々の調査等に関して、個別規約に本規約の定めと異なる規約がある場合、個別規約の規定が優先して適用されるものとします。
- 6 本規約は、会員登録希望者による会員登録手続きが完了し、その後の当センターによる登録の承諾が完了した時点で、会員による同意があったものとみなされ、会員に対して適用されるものとします。

### 第3条（会員登録）

- 1 会員登録は、本利用規約に同意の上、当ウェブサイト上に掲載する所定の手続きに従い必要登録事項を入力の上会員登録を行うものとします。会員登録は、当センターがハンドルネームの承認および会員登録完了通知を行ったときに会員となります。
- 2 会員の資格は、以下のとおりとします。
  - ① 京阪奈地域（京都府、大阪府、奈良県）に居住または通勤する方及びけいはんな学研都市を応援いただける方であること
  - ② 未成年の場合は、保護者による事前の同意があると当センターが認めること
  - ③ 既に登録している会員でないこと
  - ④ 当センターが会員登録を不相当と判断した者でないこと
  - ⑤ 反社会勢力等（以下、「暴力団、暴力団員その他これに準ずるもの」を意味することとします。）であり、または資金提供その他の方法により反社会勢力等と何らかの交流または関与を行っている者でないこと
- 3 会員は、前項記載の条件に該当しなくなると当センターが判断した場合には、会員の資格を失います。
- 4 当センターは、会員希望者が次のいずれかに該当し、または該当すると当センターが判断した場合は、会員登録希望者の登録を認めないこと、または会員登録後であっても、登録の取消しを行うことができるものとします。なお、当センターは、当該判断に関する理由を開示する義務を負いません。
  - ① 第1項記載の各号のいずれかの条件を満たさないと当センターが判断した場合
  - ② 登録情報の全部または一部に虚偽、誤記、または記載もれがあると当センターが判断した場合
  - ③ 本規約に違反するおそれがあると当センターが判断した場合
  - ④ 会員登録者が実在しないとき
  - ⑤ 過去に本規約に違反した者またはその関係者であると当センターが判断した場合
  - ⑥ 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、補佐人または補助人の同意を得ていなかった場合
  - ⑦ 反社会勢力等であり、または資金提供その他の方法により反社会勢力等と何らかの交流または関与を行っているとして当センターが判断した場合
  - ⑧ その他、当センターが会員としての登録が不相当であると判断した場合

### 第4条（登録変更）

- 1 会員は、届出された登録事項の内容に変更が生じた場合、当ウェブサイト上に掲載する方法により、速やかに当センターに変更の届出を行います。

- 2 前項の変更の届出がなかったことにより会員に不利益が生じた場合、当センターはその責任を負いません。

#### **第5条（退会）**

- 1 会員は、退会を希望する場合、当センター所定の方法により、当センターに通知を行い、当センターが会員退会手続きを完了した際に、退会となります。
- 2 前項の退会の通知の際、会員が登録した電子メールアドレスに変更があり、変更届出が行われていないなど手続き上の不備がある場合、退会手続きが完了しない場合があります。
- 3 会員は、保有しているポイントについては、退会手続き前に交換手続きを行うものとします。退会前に交換手続きが行われなかった場合、退会と同時にポイントは失効し、当センターは退会後の交換申し込み、問い合わせ等一切の処理を行わないものとします。

#### **第6条（調査等に関する通知方法）**

当センターは、実施予定の調査内容、応募多数の場合の当選に関する通知、および予定の変更、中止等について、会員が行った登録内容に基づき、当ウェブサイト、電子メール、郵便、電話、ファックス、訪問等いずれかの方法により、当センターが適当と判断した方法で通知します。

#### **第7条（調査への応募）**

- 1 各調査に関し、調査への協力が可能な会員は、当センターが指定する方法で、調査の参加に応募することとします。
- 2 応募のあった会員が多数の場合、当センターは適当と判断した方法で当選者を決定し、当該会員に通知します。

#### **第8条（調査の実施）**

- 1 当センターは、各調査に関し、調査に協力した会員に対し、当ウェブサイトに掲示した「CLUB けいはんな調査謝礼規程」に基づき謝礼、ポイントを提供します。
- 2 当センターは、会員に事前の通知をすることなく実施予定の各調査に関する内容の追加、変更、削除を実施することができます。これについて、当センターは会員に対する責任を負いません。
- 3 当センターは、会員に事前の承諾を得ることなく、各調査に関する調査の全部又は一部の提供を一時的に中断もしくは中止することができるものとします。これについて、当センターは、会員に対する責任を負いません。

#### **第9条（謝礼）**

- 1 当センターは、各調査に対する参加及び回答に対する報酬として会員に対し、ポイントを付与する場合があります。
- 2 ポイントおよびその付与に関しては別途「CLUB けいはんな調査謝礼規程」に掲げるものとします。

## 第10条（譲渡等の禁止）

- 1 会員は、当センターの実施する、各調査への協力を通じて得た権利（ポイントサービスにおけるポイントを含む）の全部又は一部を、第三者に譲渡すること、貸与すること、又は担保に提供することはできません。
- 2 会員は、当センターの許可なく、各調査に参加する地位を第三者に譲渡し、もしくは第三者に代行させることはできません。

## 第11条（禁止事項）

会員は、各調査を行うにあたり次の行為を行ってははいけません。

- 1 故意にプロトタイプをはじめとする資産（著作権、商標権等その他の知的財産権等の権利を含む）を傷つける、破壊するあるいは法的利益を侵害する行為の禁止
- 2 関係者を誹謗中傷し、これらの者の名誉・信用を毀損し、若しくはそのプライバシー又は肖像権を侵害する行為
- 3 調査の内容を故意に他人に開示する行為
- 4 調査の全部又は一部の運営の妨げ、および当センターに不利益を与える行為
- 5 法律もしくは公序良俗に違反する行為
- 6 不正回答をする行為
- 7 他人（架空の者を含む）になりすまして、各調査に参加する行為
- 8 同一会員が、複数のメールアドレスを使用する行為
- 9 本規約又は「CLUB けいはんな調査謝礼規程」の各諸規定若しくはご利用方法等に反する行為ならびに当センターが不適切と判断する行為

## 第12条（守秘義務）

- 1 会員は、各調査の実施時において書面にて守秘義務の履行を求める旨の表記がなされている場合には、実際に各調査に回答したか否かにかかわらず、当該調査への協力を通じて知り得た情報について守秘義務を負うものとします。
- 2 本規約における「守秘義務」とは、各調査への協力を通じて知り得たテキストその他すべてのデータ等および調査に関する情報を、いかなる手段・方法によっても当センター及び会員本人以外への第三者へ漏洩せずかつ各調査への協力以外のいかなる目的にも使用・転用しない義務を含みます。
- 3 各調査の実施時において書面にて守秘義務の期限についての具体的な記述がない場合の守秘義務の期限は、各調査開始日から起算して1年間とします。

## 第13条（調査および回答内容の著作権）

- 1 当センターは、調査等で会員が回答した全ての情報を使用または利用（複製、翻訳、公衆送信およびそのために必要な送信可能性化を含み、それにかぎりません。）できるものとします。
- 2 会員は、各調査に対して会員が協力した内容の全ての発明、アイデア及び著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます）など知的創造物に関する権利を

当センター又は調査実施機関に譲渡するものとします。

- 3 当センターは、その回答内容を自由に選択、修正および編集することができるものとし、会員は、当該著作権に係る著作者人格権を当センター及び第三者に対して行使しないことに同意します。
- 4 当センターは、その回答内容を、個人を特定できない方法または形式に加工したうえで、これを自ら利用あるいは第三者に開示、提供することができます。

#### **第14条（個人情報の取得、目的、管理）**

- 1 当センターは、会員から取得した登録情報（以下、「登録情報」という。）に含まれる氏名、住所、電話番号、メールアドレス等会員個人を特定できる情報（以下、これらを総称して「個人情報」という。）を、当センターの「個人情報保護方針」に従い、適切に取り扱います。
- 2 当センターは、登録情報を次の各号に定める目的で利用します。
  - ① 調査の実施及び運営
  - ② 調査等に関する連絡、謝礼、景品、調査サンプル品等の発送または送信
  - ③ 会員からの問い合わせ等への対応
  - ④ 電話、メールまたはその他の方法による登録情報内容の確認
  - ⑤ その他、本調査事業に関連する業務の遂行

#### **第15条（本コミュニティの内容変更、中断、中止等について）**

当センターは、理由の如何を問わず、何らの告知なしに、本コミュニティ及びウェブサイトの内容の一部又は全部を一時中断、停止もしくは中止することが出来ることとし、これによって会員に生じたいかなる損害についても責任を負いません。

#### **第16条（免責事項）**

- 1 当センターは、本コミュニティ及び本コミュニティの利用に関して、会員に生じる一切の損害、不利益について、当センターの故意または重過失に基づく場合を除いて、一切責任を負わないものとします。第2条4項に定める本規約、個別規約、本規則等の改変により会員に損害、不利益が生じた場合も含みます。
- 2 会員が、本ウェブサイトを利用する場合の端末、通信環境、セキュリティは、会員自身が整えるものとします。また、当センターは、本ウェブサイトの動作の不都合、コンピューターや通信回線等の障害によるデータの消失、データへの不正アクセス等により会員に生じた損害等に関して、一切責任を負わないものとします。

#### **第17条（損害賠償）**

会員が本規約、個別規約、本規則等に違反し、当センターあるいは第三者に損害を与えた場合、当センターは会員に対し損害賠償請求を行うことができるものとします。

#### **第18条（準拠法）**

この会員規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### **第19条（協議）**

各調査に関して、会員と当センターの間で問題が生じたときは、当該会員と当センターとの間で誠意をもって協議するものとします。

#### **第20条（管轄裁判所）**

当センターと会員との間の本利用規約及び各調査に関する紛争については、京都簡易裁判所または京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### **（履歴）**

・ 2016. Nov. 10 Ver1.2

Club けいはんな発足に伴って会員規約を制定

・ 2018. Jan. 05 Ver1.3

調査方法に関して文言を統一

・ 2018. Jul. 18 Ver1.5